

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案（第4次一括法案）の概要

平成26年3月
内閣府地方分権改革推進室

1. 第4次一括法案について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

（参考）

- ・第1次一括法（平成23年4月成立） — 地方に対する規制緩和
- ・第2次一括法（平成23年8月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ・第3次一括法（平成25年6月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

2. 改正内容

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等
(10条等)
- ・商工会議所の定款変更の認可(38条)
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等(44条)

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定
(5条等)
- ・病院の開設許可(17条)
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定(45条)

3. 施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

職業能力開発促進法の一部改正案について(職業能力開発短期大学校等の設置)

【改正概要】

公共職業能力開発施設のうち、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校について指定都市も設置できるよう改正を行う。

【改正内容】

指定都市は、職業能力開発校を設置し学卒者や離職者等に対する職業訓練を実施することができること、
 一般の改正により、

- 職業能力開発短期大学校等を設置し、学卒者等に対する高度な職業訓練の実施
- 障害者職業能力開発校を設置し、障害者に対する職業訓練の実施

ができることとする。

施設名		主な職業訓練の種類		設置主体
職業能力開発校	・中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	● (156)	○ (市町村に含む)	市町
職業能力開発短期大学校	・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程)	● (1)	○ (13)	都道府
職業能力開発大学校	・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程) ・専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施(応用課程)	● (10)	○ (0)	指定都
職業能力開発促進センター	・離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	● (61)	○ (0)	指定都
障害者職業能力開発校	・障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施	● (13)	○ (6)	市町

●: 法律上設置が義務付けられている施設
 ○: 設置することができる施設

※括弧内は平成25年4月現在の設置数。

【施行期日】

平成27年4月1日(予定)